

IASB/FASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

2015年2月に開催された保険契約に関する IASB会議の概要



2015年2月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下に関する教育セッションを開催しました。

- 集約のレベル

1. 集約のレベル

IASBは2015年2月の教育セッションにおいて、契約上のサービス・マージンの集約のレベルに関するこれまでの暫定決定について再認識し、有配当契約に与える影響について検討しました。教育セッションでは暫定決定は行われません。

保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することです。したがって、当該目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約し、保険契約の測定に異なる方法を使用することができます。IASBメンバーの中には、IASBはこの原則—特に契約満期の異なる契約を集約することができるのか、集約できるとすれば、集約により契約上のサービス・マージンにどのような影響が生じるのか—を明確化する必要があると考えました。

IASBスタッフは、有配当契約については以下のようなケースで、集約の原則の適用は簡単ではないと考えました。

- 企業が裁量により、保険契約者に支払う、保険契約の裏付資産から生じるリターンの金額またはタイミングを決定できるケース
- この裁量により、支払いの一部が将来の保険契約者に対する支払いに該当するケース

IASBは、有配当契約以外の契約に適用される一般的な測定モデルを有配当契約に適用するという提案を検討するにあたり、企業が上記の裁量により潜在的な損失を覆い隠すことができる場合はそうした特性を考慮しなければならないという点について、概ね合意しました。

IASBスタッフはまた、保有契約から生じる将来契約者に対する支払いは、原則として既存契約者に対する支払いと区別はなく、したがって集約のレベルには影響を与えないことを明らかにしました。

IASBスタッフは、保険料率に対する規制上の制約が存在することによって、保険契約の特定の要素の測定について測定原則の例外を設ける必要があるかについては、将来の会議で検討することとしています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.